

保 国 発 0 4 3 0 第 1 号
保 医 発 0 4 3 0 第 5 号
令 和 2 年 4 月 3 0 日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養期間中における被保険者資格証明書の取扱いについて

都道府県等においては、入院病床の状況等に鑑み、必要な場合には、新型コロナウイルス感染症の患者のうち、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）に対して、宿泊療養及び自宅療養を実施しているところであるが、これにより、軽症者等が、都道府県が用意する宿泊施設での安静・療養（以下「宿泊療養」という。）中又は自宅での安静・療養（以下「自宅療養」という。）中に医療機関を受診（訪問診療、往診等による受診を含む。）することが考えられる。

この場合、国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者については、市町村の窓口で納付相談や保険料の納付、特別療養費又は療養費の支給申請のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があることから、軽症者等の宿泊療養及び自宅療養期間中の資格証明書の取扱いについて、下記のとおりとりまとめたので、都道府県におかれては、貴都道府県衛生主管部（局）等関係部局、管内保険者及び国民健康保険団体連合会への周知をお願いしたい。

また、地方厚生（支）局におかれては、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対し、周知をお願いしたい。

記

第一 軽症者等の宿泊療養及び自宅療養期間中における資格証明書の取扱いについて

保険医療機関等にあつては、軽症者等である国民健康保険の被保険者の宿泊療養及び自宅療養期間中の受診において当該被保険者が資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。

なお、被保険者が70歳から74歳までの場合の一部負担金の割合は、保険者に電話等で確認の上判断すること。保険者との確認が困難な場合は、3割として取り扱うこと。

また、当該保険医療機関は、資格証明書を提示した者に対して処方せんを発行する場合には、処方せんの備考欄に「」と記載すること。

本取扱いは、5月診療分から適用することとする。

第二 請求及び支払時における留意点について

第一に伴う診療報酬の請求に当たっては、特別療養費請求書ではなく、被保険者証による受診と同様の取扱いによること。

国民健康保険団体連合会及び保険者においては、保険医療機関等に関しては、第一のとおり資格証明書を被保険者証とみなして取り扱われることを踏まえ、当該保険医療機関等からの資格証明書が交付された被保険者に関する請求に対する審査・支払に当たっては機械的に返戻等を行わないよう留意すること。

第三 その他

第一による取扱いについては、衛生主管部(局)等関係部局に伝えるなど、必要な連携を図ること。

以上